

京都大学環境安全保健機構低温物質管理部門共同利用設備利用規程

平成28年3月14日

環境安全保健機構長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）環境安全保健機構低温物質管理部門（以下「管理部門」という。）が管理及び運用する設備の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 この規程において対象となる設備は、別表設備名称欄に掲げる設備（以下「設備」という。）とする。

(管理責任者)

第3条 管理部門に、設備の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、環境安全保健機構低温物質管理部門長をもって充てる。

(利用資格)

第4条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) その他管理責任者が適当と認める者

(利用日)

第5条 設備は、管理責任者が特に定める日を除き、毎日利用できる。

(利用時間及び利用単位)

第6条 設備の利用は、1日（午前12時（正午）から翌日午前12時（正午）までの24時間）を単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間（期間）を延長又は短縮することがある。

(利用申請)

第7条 設備を利用しようとする者は、当該設備を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の属する月の前月の所定の申込期日までに、利用時間の割り当てを管理責任者に申請しなければならない。

- 2 管理責任者は、設備を利用しようとする者から提出のあった利用時間の割当申請に基づきマシントイムの割り当てを行い、申請者に通知するものとする。
- 3 マシントイムの割り当てを受けた申請者は、共同利用申請書（様式1）を管理責任者に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 設備の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日の初日の午前9時までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の事由により、割り当て可能なマシントイムが発生した場合には、管理責任者は、新た

に利用申請を受け付けるものとする。

(利用料等)

第9条 利用者は、本学の指定する方法により、その利用する設備に応じて別表に定める利用料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、第8条第2項の利用日時の変更、又は利用の取り止めの承認を受けた場合又は管理部門の都合により承認を取り消し、若しくは中止した場合は、利用料の全部又は一部を返還する。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された設備（以下「利用設備」という。）を利用目的以外に利用しないこと。

(2) 利用設備を第三者に利用させないこと。

(3) 利用設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。

(4) 管理部門の施設、設備等の保全に努めること。

(5) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、利用設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第8条第1項における設備の利用承認を取り消し、又は設備の利用を停止させることができる。

(1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。

(2) 利用者が、共同利用申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により設備の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用承認を取り消し、又は設備の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、設備の利用を終えたとき（前条第1項の規定により承認を取り消し、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査確認を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、その責に帰すべき事由により管理部門の施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第14条 管理部門に所属する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用により知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(1) 既に公知となっている情報

(2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報

(4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報

(5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報

(6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報
(事務)

第15条 共同利用に関する事務は、施設部環境安全保健課において処理する。

(疑義等の解決)

第16条 この規程に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第9条関係）

設備名称	利用単位	利用料単価	
		第4条第1項第1号及び第2号に掲げる者	第4条第1項第3号に掲げる者
SQUID 磁束計 1 (米国カンタムデザイン社製 磁化率測定装置 MPMS 1 テスラ)	1 日 あたり	6,000 円	21,000 円
SQUID 磁束計 2 (米国カンタムデザイン社製 磁化率測定装置 MPMS 5 テスラ)	1 日 あたり	6,000 円	21,000 円
SQUID 磁束計 3 (米国カンタムデザイン社製 磁化率測定装置 MPMS 5.5 テスラ)	1 日 あたり	6,000 円	21,000 円
SQUID 磁束計 4 (米国カンタムデザイン社製 磁化率測定装置 MPMS 7 テスラ)	1 日 あたり	6,000 円	21,000 円

1. 上記表中の利用料単価は、利用単位あたりの設備利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。
2. 管理責任者は、利用者の過失による設備の重篤な故障の修理、滅失又は毀損の補填等が必要になったときは、当該費用を利用料に加算できるものとする。

様式1（第7条関係）

共同利用申請書

〇年〇月〇日

京都大学環境安全保健機構低温物質管理部門長 殿

京都大学環境安全保健機構低温物質管理部門が供する設備の共同利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。なお、利用に際しては、京都大学環境安全保健機構低温物質管理部門共同利用設備利用規程その他の規則等を遵守します。

所 属 機 関 又 は 組 織 等	名 称				
	住 所				
利 用 申 請 者		職 名			
電 話 番 号		メールアドレス			
緊 急 連 絡 先	職 場		自 宅		
利 用 設 備 名 利 用 期 間 *利用を希望する 設備の欄に記載	SQUID 磁束計 1 (1 テスラ)				
	〇 年 〇 月 〇 日 ~ 〇 年 〇 月 〇 日 計 〇 日				
	SQUID 磁束計 2 (5 テスラ)				
	〇 年 〇 月 〇 日 ~ 〇 年 〇 月 〇 日 計 〇 日				
	SQUID 磁束計 3 (5.5 テスラ)				
	〇 年 〇 月 〇 日 ~ 〇 年 〇 月 〇 日 計 〇 日				
	SQUID 磁束計 4 (7 テスラ)				
	〇 年 〇 月 〇 日 ~ 〇 年 〇 月 〇 日 計 〇 日				
利 用 目 的					
利用料請求先	住所・機関(部署)				
	名・職名・氏名				
予 算 区 分 *学内者のみ 1, 2, 3 のすべての 欄に記載	電話番号		メールアドレス		
	1	☐ 大学運営費 (☐ 特別経費、 ☐ 特殊要因経費、 ☐ その他)			
		☐ 機関経理補助金 補助金名称【 】			
		☐ 科学研究費補助金 ☐ 受託研究等 ☐ 寄附金 ☐ 間接経費			
		プロジェクトコード【 】プロジェクト名称【 】			
		☐ その他の財源 【 】			
	2	予算科目コード【 】予算科目名称【 】			
3	予算部署コード【 】予算部署名称【 】				
利 用 申 請 者 以外の利用者	所 属 部 署	職 名	氏 名	連 絡 先	

利用申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学環境安全保健機構低温物質管理部門へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに環境安全保健機構低温物質管理部門へ連絡してください。
3. 利用料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、利用料請求先が同一の場合には、一括して利用料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。